

○吉田町電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準(以下「基準」という。)は、町が静岡県共同利用電子入札システムを利用して行う入札の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム コンピュータとネットワーク(インターネット)を利用し入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務を処理するシステム
- (2) 入札情報サービス 入札公告、入札結果その他入札手続に必要な事項をインターネット上に公開するサービス(以下「P P I」という。)
- (3) 静岡県共同利用電子入札システム 電子入札システム及びP P Iから構成されるシステム
- (4) 電子入札 電子入札システムで行う入札手続
- (5) 紙入札 紙の入札書を提出して行う入札手続
- (6) 入札参加者 入札に参加しようとする者(入札参加資格者を含む。)
- (7) 電子証明書 電子認証局が発行した電子的な証明書で、誰に発行したものであるかを電子証明局が証明するもの
- (8) I Cカード 電子証明書が格納されたカード
- (9) 紙入札者 紙入札により入札に参加する者
- (10) 代表者 入札参加資格のある業者の代表者
- (11) 受任者 代表者から入札権限及び契約権限について委任状により委任を受けた者
- (12) 経常J V 経常建設工事共同企業体
- (13) 特定J V 特定建設工事共同企業体

(電子入札による処理)

第3条 町が電子入札で行う旨を指定した案件(以下「電子入札案件」という。)は、電子入札システムで処理することとし、原則として参加申請書及び入札書等(以下「参加申請書等」という。)の紙媒体による提出は認めない。

2 電子入札案件の入札公告、入札結果の公表その他入札手続に必要な事項の公表は、原則としてP P Iで行う。

(電子入札に使用する I Cカード)

第4条 電子入札において使用する I Cカードは、一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したもので、吉田町一般競争入札(指名競争入札)参加資格申請書を提出し受理された代表者又はその受任者のものに限る。

(利用者登録)

第5条 前条の規定に基づく I Cカードを町の電子入札で利用しようとする入札参加者は、事前にシステム利用届(様式第1号)を町長に提出し、利用者登録番号発行通知書(様式第2号)の交付を受けた後、電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、直ちに電子入札システムによる利用者登録変更手続を行わなければならない。この場合において、入札参加資格に係る変更については、従来どおり紙媒体により吉田町一般競争入札(指名競争入札)参加資格申請書変更届を町長に提出するものとする。

(共同企業体の特例)

第6条 経常 J V又は特定 J Vにおいては、代表者が単体企業として利用者登録を行った I Cカードを使用して入札参加するものとする。この場合において、経常 J Vにおいては入札資格審査申請時に、特定 J Vにおいては結成時に電子入札利用届(J V用)(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(システム障害等への対応)

第7条 町長は、電子入札システム用サーバ・ネットワーク等に障害が発生し、入札・開札事務が処理できないことが判明したとき、又は天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札・開札に参加できないことが判明したときは、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札・開札事務の延期、紙入札への移行等必要な措置を講じるものとする。この場合において、町長は、電子入札システム以外の方法(町のホームページ、P P I、電子メール、電話、F A X等)により入札参加者に必要な事項を連絡するものと

する。

(案件の登録)

第8条 町長は、参加申請書等の受付期間等について電子入札案件ごとに設定するものとし、開札予定日時は、入札書受付締切日の翌日を基本として、電子入札案件ごとに設定するものとする。

2 登録した電子入札案件の内容を変更する必要がある場合は、電子入札ポータルサイトに変更の概要を掲載する等の方法により、速やかに入札参加者に周知するものとする。この場合において、既に参加申請書等を提出している者がいる場合は、確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝え、必要に応じて書類の再提出を求めるものとする。

(関係書類の提出)

第9条 参加申請書等に添付する資料又は書類(以下「関係書類」という。)は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、その特性により紙媒体による提出を求められた場合は、その指示に従うこと。

2 町長は、案件によっては関係書類を持参させ説明を求めることができるものとする。

3 前項の規定による説明を求める場合は、その旨を案件公告に明記するものとする。

4 関係書類の作成に使用するアプリケーション(ソフトウェア)及び保存形式は次表を標準とする。

No.	アプリケーション名	ファイル形式	備考
1	Word(Microsoft Corp.)	Word2003形式以降	マクロは絶対に含めないこと。 保存形式によっては損なわれる機能があるため、保存したファイルを確認の上提出すること。
2	Excel(Microsoft Corp.)	Excel2003形式以降	
3	その他	PDF(Acrobat7以降) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式) ファイル圧縮(Lzh、Zip、Cab。ただし、自己解凍形式、EXE形式は認めない。)その他 町長が認めた形式	

5 電子データとして作成された関係書類の容量が3MBを越える場

合は、作成方法、提出方法について協議の上その指示に従うこと。

6 関係書類を紙媒体により提出する場合は、電子入札システムで入札参加資格確認申請書を提出する際に、その旨を明記すること。この場合において、紙媒体による提出期限は、電子入札システムによる提出期限と同一とする。

7 町長は、必要な関係書類を全て受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとする。

(質問書の提出)

第10条 電子入札案件においては、原則として電子入札システムにより質問及び回答をするものとする。

(ウィルス対策)

第11条 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション(ソフトウェア)を導入する等の対策を講じるものとし、関係書類等を作成、提出する前に必ずウィルス感染チェックを行うものとする。

2 町長は、入札参加者から提出された関係資料等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、入札参加者と関係書類の再提出方法を協議するものとする。

(参加申請書等の提出)

第12条 参加申請書等は、電子入札においては電子入札システムのサーバに記録された時点で提出されたものとする。

2 参加申請書等を提出した入札参加者は、電子入札システムの受信確認通知の表示を確認するものとし、受信確認通知が表示されない場合は再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は静岡県電子入札共同利用センター・ヘルプデスクに問い合わせること。

3 入札書の提出は、入札金額等を暗号化して送信するため、入札書提出後(受信確認通知の表示以降)は入札金額の確認ができないので注意すること。

(入札受付期間)

第13条 電子入札システムによる入札受付期間は、開札予定日の前々日の午前9時から午後9時まで及び前日の午前9時から午後3時まで(土日祝日を除く。)とする。

(紙入札への変更)

第14条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は紙入札への入札手続の変更を行うものとし、紙入札方式参加申請書（様式第4号）を町長に提出して承認を得るものとする。

- (1) 商号若しくは名称又はICカード名義人である代表者等に変更が生じ、ICカードの再取得が間に合わない場合。ただし、変更の届出日から2か月以内であって、かつ、旧ICカード使用届（様式第5号）を町長に提出したときは、この限りでない。
- (2) ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続中の場合
- (3) その他やむを得ない事情があると町長が認めた場合

2 紙入札による入札書の提出期限は、電子入札による入札書の提出期限と同一とする。

3 紙入札の承認を得た後の電子入札への移行は認めない。

（入札の辞退）

第15条 電子入札による入札参加者が、入札書提出前に辞退をする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより辞退届の入力を行うものとする。

（工事費内訳書の提出）

第16条 入札書に添付する工事費内訳書（以下「内訳書」という。）は、原則として町が指定した様式により電子データとして作成し、電子入札システムを利用して入札書と同時に提出するものとする。

2 内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は、第9条第4項の規定に準ずるものとする。

3 内訳書の提出期限は、電子入札による入札書の提出期限とし、紙入札の場合についても同様とする。

4 内訳書の審査は、吉田町工事費内訳書取扱規程（平成21年吉田町規程第4号）により行うものとする。

（開札）

第17条 開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。ただし、紙入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、立会者等の確認後、落札者の決定を行うものとする。

2 前項の規定による立会者等は、紙入札参加者又は立ち会いを希望する入札参加者とし、両者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第18条 落札者となるべき金額を入札した者が複数ある場合は、電子くじ(入札参加者が入札書の提出時に任意に入力した3桁のくじ番号並びに入札書を提出した時刻及び順番を計算式により計算し、落札者を決定する抽選方法をいう。次項において同じ。)を行い、落札者を決定するものとする。

2 紙入札方式による入札参加者においては、入札時に任意の数値を決め、入札執行者がその数値を電子入札システムに登録し、電子くじを行うものとする。

(入札の無効)

第19条 第13条に規定する入札受付期間までに、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバに記録されていない場合は無効とする。

(落札決定通知)

第20条 町長は、落札者の決定を確認した上で電子入札システムにより落札決定通知書を送付するものとする。

(開札の遅延)

第21条 町長は、開札予定日時から落札者決定通知書の発行までが著しく遅延(1時間程度を目安とする。)する場合は、必要に応じて電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

(開札の延期)

第22条 町長は、開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(開札の中止)

第23条 町長は、開札を中止する場合は、電子入札システムに中止の結果登録をし、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に開札を中止する旨を通知するものとする。

(入札書提出後の辞退)

第24条 電子入札システムにより提出された入札書は、撤回又は訂正等を行うことはできないものとする。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合等、やむを得ない事由が生じた場合は、入札参加者が、開札までに電子入札システムにより資格喪失届(紙入札の場合においては、参加資格喪失の届出(様式第6号))を提出し、

町長が認めたときに辞退したものとみなす。

(再度の入札)

第25条 入札の結果、落札者が決定しない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行うものとする。ただし、1回目の入札において「失格」「無効」「辞退」とされた者は、再入札に参加できないこととする。

- 2 再入札の実施に当たっては、入札書を提出した参加者全員に、電子入札システムにより再入札通知書を発行する。
- 3 再入札の受付期間は、再入札通知書を発行した日の午後2時までを基本とし速やかに開札を行うものとする。
- 4 紙入札においては、速やかに再入札対象となる旨を電話等により伝えるものとし、指定された時間及び場所へ入札書を持参するものとする。
- 5 再入札においては、工事費内訳書の提出を不要とする。
- 6 再入札で落札者が決定しない場合は、入札不調随意契約をすることができるものとする。

(ICカードの不正使用)

第26条 入札参加者が、ICカードを不正使用等した場合は、入札参加制限等を行うことができるものとする。

- 2 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消すものとする。
- 3 落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないものとし、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かの判断をするものとする。

(その他)

第27条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。